

広島県告示第千二百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成二十三年広島県告示第千二百九十一号で認可した広島圏都市計画下水道事業海田公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十三年十一月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

海田町

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画下水道事業海田公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十八年十月十七日から平成二十七年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

平成二十三年広島県告示第千二百九十一号の事業地のうち、海田町曾田の一部を変更する。

使用の部分

変更なし